

第14回 倫理委員会 有識者懇談会 議事要旨 (2025年3月7日)

I 日時：

2025年3月7日(金) 10:00~11:50

II 場所：

公認会計士会館会議室及びオンライン会議

III 出席者：

○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二(議長)、青克美、遠藤元一、後藤敏文、佐藤淑子、片山一夫、
松田千恵子、弥永真生、犬塚誠也(オブザーバー)

○ 日本公認会計士協会(説明者)

後藤紳太郎(副会長)、西田俊之(常務理事)、樋口誠之(委員長)、
武藤智帆(副委員長)、山田雅弘(副委員長)

IV 議事要旨：

1. タックス・プランニング業務に関する倫理規則の改正公開草案のコメント対応について

2025年1月までコメントを募集していたタックス・プランニングに関する倫理規則改正公開草案に対して寄せられたコメントへの対応案について、担当副委員長から説明がなされた。

【主なご意見】

[全体へのご意見]

- 税務業務を行っている会員から不公平感などを訴えるコメントが届いているため、会員の誤解を解消し、規定の内容を正しく理解いただけるように、今後、研修等の実施や実務ガイダンスの提供などにより、周知を進めていただきたい。
- 今回寄せられたコメントの背景には、納税者の立場になって業務を提供することを基本とする税理士と、主に上場企業の監査を行う公認会計士との間で、職業的専門家としての性格が異なるという点が挙げられると考える。
- 今回の倫理規則改正は、国際的に大規模な租税回避の事例を背景として行われており、実務家のみならず、経営者等にも重要性を理解していただくために、本改正の内容を周知していく必要がある。

- タックス・プランニングに関する倫理規則改正の適用日前に契約日をずらし、当該改正の適用を回避すればいいと捉えられてしまうと、会計プロフェッションとして非常に大きな問題があると言わざるを得ない。倫理規則自体を遵守することが、会計プロフェッション自身をリスクから守るための盾となることを啓蒙する必要がある。

(ご意見への回答)

- ご意見を踏まえ、周知活動等の対応を検討させていただきたい。

[倫理規則の対象業務と税理士業務の関係]

- 「倫理規則案に書かれている「タックス・プランニング業務及び関連業務」は、全て、税理士法第2条第1項第2号3号にいう「税務相談」「税務代理」に含まれるのか」というコメントに対し、「倫理規則では、第280.5 A1項及び第380.5 A1項でタックス・プランニング業務を「所属する組織／依頼人が実務を税効率の高い方法で計画又は構築することを支援する目的で行う助言業務」と定義しており、該当する具体的な業務を第280.5 A2項及び第380.5 A2項で例示しています。また、関連業務についても、第280.6 A1項及び第280.6 A2項並びに第380.6 A1項及び第380.6 A2項において解説及び例示を行っています。これらの倫理規則の規定は、公認会計士の倫理の観点から留意すべきタックス・プランニング業務及び関連業務を例示したものです。」という回答案になっているが、コメントに対する直接的な回答ではないため、税法上の観点とは切り口が異なるというニュアンスを含めてはどうか。

(ご意見への回答)

- 修正を検討させていただきたい。

[公認会計士資格を有しない税理士との公平性]

- 回答案に「タックス・プランニングに関する規定は、法令等に照らして信頼できる根拠があるかどうかを判断する等、職業的専門家として本規定がなかったとしても公共の利益に資するために行動するという倫理規則の趣旨に照らして当然に実施すべき事項を定めています。」とあるが、「社会の期待に応え公共の利益に資するために」としてはどうか。「社会の期待に応え」と「公共の利益に資する」という言葉は、セットで用いるべきである。
- 回答案に「会員が不当に重い義務を負うことにはならないと考えられます」とあるが、他の箇所では、「負担が著しく増える」とされており、「不当に」と「著しく」が混在している。「公平」の対義語として「不当に」を使用しているのかもしれないが、どちらかに統一してはどうか。

(ご意見への回答)

- いずれも修正を検討させていただきたい。

[セクション 280/380 の対象となる会員]

- 自身は税理士登録を行っていないが、税理士登録を行っている公認会計士の下で働いている公認会計士は、今回の倫理規則の対象になるのかというコメントに対して、「依頼人に対してタックス・プランニング業務を提供する場合には、会員は、倫理規則のタックス・プランニングに関する規定を遵守することになります。」という回答案になっているが、質問に直接的に回答していないように思われる。通常、事務所の従業員が非倫理的な行動を取った場合には、その責任は使用者である会員が負うことになると考えられるため、そのようなことを記載するのがよいのではないか。

(ご意見への回答)

- 様々なケースが考えられるため、一律に示すのは難しいかもしれないが、検討させていただきたい。

[重要性概念の導入の必要性]

- 重要性の概念を記載すべきとのコメントに対し、重要性に関する規定は設けないとの回答案となっているが、そのように考えた趣旨を加えた方が伝わるのではないか。
- 回答案に「倫理的な行動を図るためのサポートを行っていく予定です」とあるが、倫理的な「行動」という言葉は適切だろうか。倫理規則の趣旨及び精神では「会員が職業的専門家としての社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え、公共の利益に資することができるよう、その職責を果たすために遵守すべき倫理の規範として、ここに倫理規則を定める。」とされており、ここは「職責を果たす」という言葉に合わせた表現とすべきではないか。
- 「重要性に関する規定を設けない」よりも「重要性に関する定量的な規定を設けない」の方がより正確な表現ではないか。

(ご意見への回答)

- いずれもご意見を踏まえ、修正を検討させていただきたい。

[違法行為への対応]

- 違法行為への対応に関する規定についてのコメントの趣旨は、これまでの倫理規則で求められていた対応と比較して追加の取扱いなのかどうかを確認するものであると思われる。税理士等も通常行うであろう違法行為への対応と大きく差がないと考えられる旨を直接的に回答する方がよいのではないか。

(ご意見への回答)

- ご意見を踏まえ、修正を検討させていただきたい。

[附則(改正規定の適用時期)]

- 附則の文言については、「2026年4月1日から施行し、同日以後開始するタックス・プランニング業務に適用する。」ではなく「施行日以後開始するタックス・プランニング業務に適用する」としてはどうか。

(ご意見への回答)

- ご意見を踏まえ、修正を検討させていただきたい。

[その他—犯罪収益移転防止法への対応]

- 第360.6 A1項は、R360.6項の適用指針ということだが、R360.6項にはマネー・ローンダリング防止法に関する記載がないため、「例えばマネー・ローンダリングに関する法規制などに基づき」という記載が第360.6 A1項に追加されるのは唐突感がある。倫理規則の中に、当該法規制に関する規定はあるのか。

(ご意見への回答)

- 現行の第360.5 A2項において「マネー・ローンダリング、テロリストへの資金供与及び犯罪収益」として、違法行為に関連する法令が言及されている。また、R360.6項にも、「会員は、違法行為又はその疑いに遭遇した場合、本セクションの規定に加えて、次の規定を含む法令の内容を十分に理解し、これに従わなければならない。」とあり、マネー・ローンダリングに関する法規制はその中の「(2) 依頼人に対する規制当局への報告に関する通知の可否に関連する規定」に含意されている。当該改正案はこれを受けてのものとなる。

2. その他情報共有について

2025年1月に IESBA から公表された「サステナビリティ報告・保証業務に関する IESBA 倫理規程」の概要及び倫理規則改正のスケジュール案について、担当副委員長から説明がなされた。

【主なご意見】

- サステナビリティ保証業務の提供者は、どのような方を想定しているのか。また、当該業務提供者に今回の基準をどのようなインセンティブで遵守させるのかといった制度設計はあるか。
- 罰則などの法令等が整備されていない状態で、公認会計士以外がサステナビリティ保証業務の提供者となり、当該倫理規程を適用して問題を起こした場合、倫理規程が機能していないと捉えられ、倫理規程全体の社会からの信用を失墜させる可

能性がある。

(ご意見への回答)

- 当該 IESBA 倫理規程は、公認会計士以外にも適用可能とするコンセプト (Profession-agnostic) で作成されているが、日本における制度設計については、現時点ではまだ決まっておらず、議論中であると理解している。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上